

発議第7号

米原市議会委員会条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項および米原市議会会議規則（平成30年米原市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、上記の議案を提出する。

令和5年11月9日提出

米原市議会議長 今中力松様

議会運営委員会委員長 磯谷晃



提案理由

予算・決算常任委員会の委員定数を14人から14人以内に変更するため、この案を提出する。

米原市議会委員会条例の一部を改正する条例

米原市議会委員会条例（平成 30 年米原市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「14 人」を「14 人以内」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市議会委員会条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数および所管）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数および所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 予算・決算常任委員会 <u>14人以内</u>（議長および副議長は除く。）</p> <p>予算および決算に関する事項</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数および所管）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数および所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 予算・決算常任委員会 <u>14人</u>（議長および副議長は除く。）</p> <p>予算および決算に関する事項</p>	<p>・ 予算・決算常任委員会の委員定数を14人から14人以内に変更するため。</p>